

# 第1回北海道セーリング連盟ポイントレース470、スナイプシリーズ戦 第1回

共同主催 北海道セーリング連盟・北海道470協会・北海道スナイプ協会  
運営 小樽セーリング協会、北海道学生ヨット連盟  
後援 小樽市・小樽市教育委員会  
会場 小樽市祝津ヨット競技場  
レース海面：小樽市祝津ヨットハーバー沖  
競技種目 国際470級、国際スナイプ級 「全日本選手権出場選考レース」とする。  
期日 平成26年 6月28日（土）～29日（日）

## 帆走指示書

### 1. 規則

- 1.1 本大会は「2013-2016 セーリング競技規則」（以下 RRS）に定義された規則が適用される。  
但し規則に矛盾がある場合は帆走指示書を優先する。
- 1.2 付則Pならびに「当該クラス規則」を適用するがスナイプクラス規則の「選手権大会の運営規定」は適用しない。

### 2. 競技者への通告

競技者への通告は、陸上本部に設置された「公式掲示板」に掲示される。

### 3. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書の変更は、それが発効する当日のスタート予告信号予定時刻の「60分前」までに公式掲示板に掲示される。
- 3.2 レース日程の変更は、それが発効する「前日の18:00まで」に公式掲示板に掲示される。

### 4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、陸上本部の信号柱に掲げられる。
- 4.2 「回答旗」が「音響信号2声」と共に掲げられた場合、レースの予告信号時刻を延期する。  
この場合は出艇してはならない。また、「回答旗」が「音響信号1声」と共に降下された場合、予告信号時刻は降下後「30分以降」に発せられるものとし、出艇が許可される。これはRRSレース信号を変更している。

### 5. レース日程

#### 5.1 レース日程

			予定レース数
6月28日	艇長会議	8:30	
	470級第1レース予告信号	9:45	4
	スナイプ級第1レース予告信号	9:50	4
	以降のレースは随時行うが470級の最終予告信号は「15:31」を超えない。		
6月29日（日）	艇長会議	8:15	
	470級の最初のレース予告信号	9:30	3
	スナイプ級最初のレース予告信号	9:35	3
	以降のレースは随時行うが470級の最終予告信号は「13:31」を超えない。		
	閉会式	16:00の予定	

#### 5.2 レース数

レガッタの最大レース数は「7レース」とし、1日の最大レース数は「5レース」とする。  
ただし各日程の「実施レース数」はレース委員会の裁量によるものとする。

- 5.3 各日程における各クラスの次のレースの予告信号は、それぞれ実施可能になれば、引き続き実施する。この場合、レース委員会信号艇は引き続き行われるレースの最初のクラスの予告信号の「5分前以前」に「音響信号1声」と共に「オレンジ旗」を掲揚し競技者に通知する。

オレンジ旗はレース中掲揚する。  
次のクラスのスタートが連続して実施される場合は、次のクラスに対してオレンジ旗の掲揚はない。

## 6. クラス旗

クラス	旗
国際470級	470旗
国際スナイプ級	スナイプ旗

## 7. レースエリア

添付図 A に概ねのレースエリアの位置を示す。

## 8. コース

8. 1 添付図 B はレグ間の通過すべきマークの順序およびそれぞれのマークを通過すべき側を含むコースを示す。
8. 2 スタート・ラインから最初のマークまでのおおよそのコンパス方位を「予告信号以前」にレース委員会信号艇に掲示する。

## 9. マーク

9. 1 マーク 1, 2, 3 は各数字入りの「オレンジ色の三角錐ブイ」、スタート後の次のレグの「コース変更」の新しいマークは「黄色の円筒形ブイ」である。
9. 2 スタートマークは「オレンジ旗」を掲げたレース委員会信号艇とアウターのブイである。
9. 3 フィニッシュマークは「青色旗」を掲げたレース委員会艇とアウターのブイである。

## 10. スタート

10. 1 レースのスタートは RRS26 に基づき以下の方式で行う。各クラスのスタートは「帆走指示書 5」のレース日程により「原則 5 分間隔」で行う。

信号	視覚信号	音響信号	スタートまでの時間
予告	クラス旗 (掲揚)	1 声	5 分
準備	P 旗、I 旗、Z 旗、黒色旗のいずれか (掲揚)	1 声	4 分
1 分	P 旗、I 旗、Z 旗、黒色旗のいずれか (降下)	長音 1 声	1 分
スタート	クラス旗 (降下)	1 声	0 分

10. 2 スタート・ラインはレース委員会信号艇の「オレンジ旗」を掲げたマストと、ポートの端となるアウターブイのコース側との間とする。
10. 3 予告信号がまだ発せられていないクラスの艇は、スターティング・エリアからおおよそ 50 M 以上離れ、すでに予告信号が発せられている全ての艇を避けなければならない。
10. 4 スタート信号の「4 分以降にスタートする艇」は DNS と記録される。  
これは RRS A4, A11 を変更している。
10. 5 ゼネラル・リコール信号が発せられたときはこれに続くクラスのスタートは順次繰り下げられる。
10. 6 黒色旗規則適用の掲示については RRS 30.3 に定められたセール番号の掲示は、レース委員会信号艇の後部に掲示する。

## 11. スタート後のコースの次のレグの変更

コースの変更は、先頭の艇がそのレグに入る前に、変更されるレグが始まるマークの近くで「C 旗」を掲揚したレース委員会艇に新しいマークへのおおよそのコンパス方位を数字で掲示し、「断続的な音響信号」を発することで示される。但し、RRS 33(b)は適用しない。

## 12. コースの短縮または中止

コースの短縮またはレースの中止は、RRS 32 による。但しコースの短縮の場合、レース委員会艇に「S 旗」を掲げ「警笛長音 2 声」を断続的に発する。

### 13. フィニッシュ

「コース短縮」以外のフィニッシュ・ラインは、青色旗を掲げたレース委員会艇の「オレンジ旗」を掲揚しているポールと、アウトサイドマークの間とする。レースが終了した時は、「号砲1声」を発する。

### 14. タイム・リミット

タイム・リミットは、「RRS 28.1に基づき、かつRRS 30.1、30.3に違反しない」でスタートした当該クラスの先頭艇のフィニッシュ後「15分」とする。

### 15. ペナルティ方式

RRS44.1、44.2に基づきペナルティを履行した艇は、「抗議締切り時刻前」にプロテスト事務局で入手出来る「所定の用紙」に記入し、提出しなければならない。

### 16. 抗議と救済の要求

16.1 「抗議」は、陸上本部で入手できる「所定の用紙」に記入し、「抗議締切り時刻」（当日の当該クラス最終レース終了後の60分後）までにプロテスト委員会に提出しなければならない。

これはRRS61.3を変更している。

ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時間を延長することがある。

「救済の要求」はRRS62.2に基づき提出されなければならない。

16.2 抗議に関する通告は、審問の時刻及び場所、抗議の当事者または証人として指名されたものを競技者に知らせるために、「抗議締切り時刻後30分以内」に「公式掲示板」に掲示する。

16.3 「審問の再開」の要求は、判決を通告された「翌日の8:30」までに限り求めることができる。但し、レース日程の最終日に行われたレースについては、判決を通告されてから「20分以内」とする。これはRRS66を変更している。

16.4 付則Pに基づき、RRS42違反を認めたか、またはプロテスト委員会により失格とされた艇の一覧は抗議締切り時刻前までに「公式掲示板」に掲示される。

### 17. 得点

17.1 「順位を定める」得点方式は、付則Aの「低得点方式」を適用する。

17.2 各艇の総得点は、5レース以上実施された場合は、最下位の1レースの得点を除いた上位のレースの得点合計とする。5回以上のレースが実施できなかった場合は、実施された全レースの得点合計とする。

17.3 失格とされた艇および出艇・帰着申告の手続き違反などの艇は下記の略語を用いて記録され得点が与えられる。これは付則A4.2を変更している。

DNC（スタート・エリアに来なかった艇）・・・（当該種目参加艇数+1）点

DNS（スタートしなかった艇、DNCとOCS以外）・・・（当該種目参加艇数+1）点

OCS（スタート・ラインのコース・サイドにおいて競技規則29.1または30.1に違反した艇）・・・（当該種目参加艇数+1）点

ZFP（競技規則30.2に基づく20%得点ペナルティの艇）・・・  
・・・（順位+当該種目参加艇数×0.2、小数点以下第1位を四捨五入、または当該種目参加艇数+1を超えない）点

BFD（競技規則30.3により失格とされた艇）・・・（当該種目参加艇数+3）点

DNF（フィニッシュしなかった艇）・・・（当該種目参加艇数+1）点

RET（リタイヤした艇）・・・（当該種目参加艇数+1）点

DSQ（失格とされた艇）・・・（当該種目参加艇数+3）点

PTP（出艇・帰着申告等の手続き違反の艇）・・・（順位+3または当該種目参加艇数+1を超えない）点 但し連続して行われるレースの場合、出艇申告違反は最初の1レース、帰着申告違反は最後の1レースを対象とする

DNE（規則89.3(b)に基づく除外できない失格(DGM以外)）  
・・・（当該種目参加艇数+3）点

DGM（規則69.1(b)(2)に基づく失格。除外不可）  
・・・（当該種目参加艇数+3）点

RDG（救済が与えられた艇）・・・ 救済で与えられた得点

DPI（裁量ペナルティを課せられた艇）・・・（順位+ペナルティ）点

17.4 参加艇数とは、当該種目に参加申込みが認められた艇の数とする。

17.5 本大会は、各種目とも2レースの完了をもって成立する。

## 18. ポイントレースのシリーズ得点

ポイントレースのシリーズ得点は「17. 得点」により順位を定め下記の通りとする。  
総合得点により本シリーズ戦の大会順位を決定する。

1位 20点、2位 17点、3位 15点、4位 14点、5位 13点  
6位 12点、7位 11点、8位 10点、9位 9点、10位以下 8点

なお 各レガッタにつき個別に参加艇に参加ポイント4点を与えるものとする。

## 19. 安全規定

- 19.1 レースに参加しようとする艇は、出艇前に出艇申告をしなければならない。出艇申告はその日の当該クラスのスタート予告時刻の「60分以前」より受け付ける。帰着後、その日に再出艇する場合も同様に申告をしなければならない。
- 19.2 帰着申告は、レース終了後「60分以内」を締切り期限とするが、原則として帰着後速やかにしなければならない。ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。
- 19.3 リタイヤする場合は、その意向を速やかにレース委員会艇に伝える努力をすると共に帰港し、帰着後直ちにリタイヤ報告のうえ、帰着申告をしなければならない。
- 19.4 抗議を提出するか、あるいは失格に代わる罰則の適用を受けようとする艇は、陸上本部に報告のうえ、帰着申告をしなければならない。

## 20. 装備の交換

損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は最初の適当な機会にレース委員会に伝えなければならない。

## 21. 装備と計測のチェック

艇または装備はクラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、レース委員会のエキイップインスペクターまたはメジャーによりいつでも検査されることがある。その場合検査のために直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。

## 22. 艇体・セールに関する特別許可

各クラスとも、クラス規則の艇体番号並びにセール番号の同一性に関する条項は適用しない。

## 23. 賞

大会レース公示による。

## 24. 責任の否認

競技者は自分自身の責任に大会に参加する。RRS4 「レースをすることの決定」参照のこと。  
主催団体は、大会前、大会中、大会後に関連して受けた物的損傷または身体障害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

## 添付図 A レースエリア図



添付図 B コース図